

## 基礎教育保障学研究（The Journal of the JASBEL）投稿規程

### <投稿者要件>

1. 投稿は、本学会の会員であること（会費完納者に限る）。ただし、編集委員会が依頼する場合は、会員・非会員を問わない。

### <原稿要件>

2. 投稿原稿は、基礎教育保障学の研究や教育実践に貢献するものであり、他の刊行物に未発表の原稿とする。

### <投稿区分>

3. 投稿の区分は、学術論文（研究論文、研究ノート）、報告、評論、資料、書評、その他とし、送り状に明記すること。なお学術論文には査読がつき、報告、評論、資料、書評には査読がつかない。その他に区分されるものについての査読の有無は編集委員会が適宜判断する。

(1) 研究論文は、学問上の問題を特定・明示すること、問題に対する結論として自己の主張を明確にすること、結論を支える十分な論拠を示すこと、記述の全体を論理的に構成することなど、学術的な論文に要求される一般的な性質をみたまなければならない。そのうえで、テーマの広狭を問わず、独創性のある、理論的または実証的な研究を記述したものとする。これには、たとえば以下のようなものが含まれる。ただし、これはあくまで例示である。

- ・教育実践を研究し記述したもの
- ・教材、教具、教育システム等を研究し記述したもの
- ・一定の分野に関する政策、研究、実践、新思潮などを系統的に概観し、課題整理や評価をするなどして、その分野に関する一定の展望を記述したもの

(2) 研究ノートは、学術的な論文に要求される一般的な性質をみたしたうえで、新しい事実の発見、萌芽的研究課題の提起、少数事例の提示など、将来の研究の基礎としてまたは中間報告として、優れた研究につながる可能性のある内容が明確に記述されているものとする。

(3) 報告は、教育実践、国内外の動向、施策の状況などを論じたものとする。

(4) 評論は、基礎教育保障の研究や教育実践を批評し論じたものとする。

(5) 資料は、基礎教育保障に関する情報提供とする。

(6) 書評は、基礎教育保障に関する図書の紹介や批評とする。

(7) 編集委員会は上記以外の区分を適宜設けることができる。

### <査読>

4. 学術論文は、複数の査読者による査読を経て、編集委員会が採否を決定する。なお、編集委員会は査読の結果を踏まえ、採否の前提として区分変更を求めることがある。
5. 学術論文以外の原稿は、編集委員会が、閲読を行い、その採否を決定する。
6. 編集委員会から原稿を依頼した場合も、原稿の区分に応じて、上記4または5と同じ取り扱いをする。

<文字数>

7. 投稿原稿は、刷り上がり時において、学術論文 16 ページ (23,040 字) 以内、報告・評論・資料等 8 ページ以内 (11,520 字)、書評 2 ページ (2,880 字) 以内とすること。1 ページの文字設定を「40 字×36 行の 1 段組」(1,440 字) とする。(いずれも厳守)

<執筆上の留意点>

8. 原稿執筆については、別に定める原稿執筆要項に従う。
9. 著者校正は初校のみとし、再校以降は編集委員会の責任において行う。なお、著者校正の際に、大幅な修正は認めない。
10. 掲載された論文等の著作権（インターネット上で公開する権利）は基礎教育保障学会に属する。
11. 投稿された原稿は、原則として返却しない。
12. 以上の投稿規定について遵守または同意いただけない原稿については、掲載手続きには入らない。
13. 査読に公平を期するため、個人を特定できるような表現は避けること。例えば、拙稿、拙著、その他謝辞等。
14. 英文要旨については、編集委員会の責任で校閲を行う。
15. 編集の都合上、編集委員会から修正を要望することがある。

2017 年 2 月 19 日 理事会にて承認

附則 この改訂は、2018 年 9 月 2 日より適用する（第 3 号）より。

附則 この改訂は、2021年9月19日より適用する（第6号）より。

以上